

七月二六・二七の両日、仙台市で行われた第五六回自治体学校に出席してきました。

講演Ⅱ 一日目(午後一時二〇分～三時二〇分)

日本国憲法と地方自治——杉原泰雄(二橋大学名誉教授)

《要旨》

○日本では明治以降、資本主義の発展に地方の資源や労働力を利用する中央集権によって地方自治がなく、軽視されてきた。

戦後も地方自治の軽視と中央集権体制がさまざまな形で正当化され、現在では、交通・通信などの発達に伴う生活圏と市場の拡大、グローバル化の形で地方自治が軽んじられている。

○権利と権限——統治権の権利主体としての国家

明治憲法では、朕は国家である—天皇が国家であり全ての権力を一手に掌握していた。

現憲法下の政治——政治は憲法にもとづいて行わなければならない。昭和二年七月に文部省が発行した「新しい憲法のはなし」では—今の憲法では、決して戦争をしないように、兵隊も軍艦も飛行機も、いつさい持たないということです。

決して心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、他の国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありません。

○東北の地に「日本自治大学」を。

《リレートーク》被災地からの報告(午後四時～五時)

○原発災害の現状と自治体の役割——馬場 有(たもつ) 浪江町長

○地域の中の保健師——岩間 順子 大槌町地域包括支援センター主任主査

○日常を取り戻すために 日常を失わないために—被災地「東北」から全国に向けて—小島直広(おじま なおひろ) 河北新報社報道部 震災取材担当デスク

第五六回自治体学校 IN 仙台Ⅱ被災地で学ぶホシモノの地方自治—わたしたちの震災復興

二〇一四年七月二六日から二八日まで(二六日・二七日参加)

一日目Ⅱ 全大会・記念講演・リレートークⅡ 仙台国際センター大ホール

二日目Ⅱ 講座・分科会Ⅱ 東北大学川内北キャンパス

三日目Ⅱ 全大会・特別講演「福島第一原発の汚染水問題の現状」柴崎直明Ⅱ 仙田国際センター

講座Ⅱ 二日目(午前九時～午後四時)——おのでもら勝也

講座② Ⅱ 維持可能な福祉自治体をめざすための 自治体財政分析

平岡 和久(立命館大学教授)

《要旨》

- 地方財政改革の流れ——二〇〇〇年度地方分権一括法・二〇〇五年度からの集中改革プランによる地方行革の推進・東日本大震災——創造的復興・土木事業優先型復興への傾斜。
- 安倍内閣下での改革の動向と地方自治——アベノミクスと社会保障・税一体改革。
 - ・ アベノミクスの基本的性格——超金融緩和Ⅱ一時的な期待による株価上昇、実態経済への効果薄い。
 - ・ 公共事業中心の財政出動——一過性のバラマキであり、財政赤字拡大の圧力に。
 - ・ 規制緩和を中心とした成長戦略——非正規労働の拡大、消費税引き上げによる消費抑制、TPPによる農業をはじめとする国内経済の破壊。
- 安倍政権のめざす日本社会の姿と地方自治の危機。
 - ・ 人口急減・高齢化社会論。
 - ・ 日本創生会議Ⅱ若年女性人口が二〇四〇年に五割以上減少する——八九六自治体(全体の四九、八%)Ⅱこれは、人口移動が将来的にも収束しないというのが前提——東日本大震災後の人口移動の変化をみていない。
 - ・ 地方中枢拠点都市——東京への集中を止める「人口ダム」、集約と活性化の名のもとに、周辺部の切り捨て。
- 地方自治法改正と新たな広域連携推進。
 - ・ 「連携協約」制度の創設。
 - ・ 「事務の代替執行」制度の創設。
- 道州制基本法案の動き。
 - ・ 二〇一二年自民党が道州制基本法案を提案したが、全国町村会等が強く反対し、国会提出は見送られたが、秋の臨時国会に提出される動きあり。
 - ・ 膨大なストックとフローの両面での国の財政赤字を抱えたなかで、国家機構の縮小、同州への税源移譲、資産・負債の移管を行えば、道州は増税か巨額の道州債の発行を迫られ、財源確保が出来なければ、大規模なリストラやサービスの縮小につながる。
- 地方自治をめぐる対抗関係。
 - ・ 基本的人権確立、平和、循環型社会、貧困と格差の是正をめざす自治体か、グローバル競争国家づくり、構造改革の実施拠点としての自治体か。
- 自治体財政への視点。
 - ・ 財政は目的でなく、手段。充実した自治、優れた自治を支える充実した財政の必要性。国による財政誘導に対して、抑制機能を発揮し、自治の優位性を示せるのか。

講座① Ⅱ基本の「き」から学ぶ憲法・地方自治の生命力

池上 洋道(自治体問題研究所・運営理事)

《要旨》

- 憲法第八章の規定——世界で初めて「章」を立てて、憲法に地方自治が規定された。そのことの意味は——地方自治を、中央政府の三件(国会・内閣・司法)と並ぶ国家の統治機構の一翼として位置付けた。
 - ・最高裁判例(一九六三年大法院)——憲法が特に一章を設けて地方自治を保障するにいたった所以(ゆえん)のものは、新憲法の基調とする政治民主化の一環として、住民の日常生活に密接な関連をもつ公共的事務は、その地方の住民の手でその住民の団体が主体となって処理する政治形態を保障せんとする趣旨である。Ⅱ全部、自分たちでやるものだ。
- 住民の資格が「その自治体への居住」であることの意義。
 - ・地方自治法第一〇条Ⅱ①市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包摂する都道府県の住民とする。
- 住民の自治の基本原則Ⅱ二元代表制と行政権力の多元性——憲法九三条。
 - ・地方自治における参政権、直接請求制度の展開。Ⅱ憲法一五条①「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」。
- 議会は何のためにあるか。Ⅱ憲法九三条①地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
 - ・「議事機関」とは、「住民の意見を反映して、よく話し合いをする」ということ。
 - ・目的は住民自治に基づく「団体意志の形成」↓最高の形態が条例。
- 地方自治権の本質Ⅱ憲法九五条Ⅱ一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律に定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。
 - ・規定の意義Ⅱ①「法の下での平等(憲法一四条)」の原則確保。②国会の立法権限の制約と中央政府・地方自治体間の対等性の確認。③直接民主主義による住民自治の優先。
- Ⅱ新潟県巻町の原発阻止がひとつの例。
- 道州制・自治体規模拡大政策の本質Ⅱ日本経団連の地方自治体再編の提案Ⅱ「活力と魅力溢れる日本をめざして」二〇〇三年一月一七日
 - ①地域主権改革法の施行(二〇一二年四月)②都道府県・基礎自治体に対する事務権限の大幅な移譲。③自治体の自助・自立。④地方制度の再編↓さらなる市町村合併(三〇自治体)と道州制。
- 市民がひらく地方自治の明日とそれを生み出す主体。
 - ・地方自治の根本的課題——地域社会の崩壊とその再建①人口減少をどう考えるか。②人口の多少で社会の価値が変わるわけではない。③新たな価値観で共同体的な地域社会を生み出す。④維持可能な社会への入り口——経済成長第一主義からの転換。
 - ・維持可能な社会の実現へ、共同体的自立の理念で生きる市民像。①ある地域のなかで

共同・共生し、地域を引き受ける市民。②自治体(市町村・都道府県)全体を、他の地域住民とともに引き受ける市民。③日本全体を、他の自治体住民とともに引き受ける市民。④アジア全体をアジア諸国の主権者とともに引き受ける市民。⑤世界全体をすべての国の主権者とともに引き受ける市民。

●維持可能な社会の理念。①平和を維持する。特に核戦争を阻止する。②環境と資源を保全・再生し、地球を人間をふくむ多様な生態系の環境として維持・改善する。③絶対的貧困を克服して、社会的経済的な不正を除去する。④民主主義を国際・国内的に確立する。⑤基本的人権と思想・表現の自由を達成し、多様な文化の共生を進める。≪宮本憲一『新版 環境経済学』(岩波書店)。

○直面している課題に向き合う①少子高齢化に向き合う。

- ・ライフステージ全体をとらえる。
- ・高齢化―知恵・知識・経験の集積社会がやってきた。
- ・少人数保育・教育の可能性が広がっている。

●憲法第26条①すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

○直面している課題に向き合う②地域づくりに向き合う。

- ・創造的な社会の建設。①高度成長・消費型経済サイクルの終焉。②ゼロ成長(100%リサイクル)自然エネルギー依存社会への転換。
- ・不労所得中心の社会からの脱却。
- ・森のあるまち。
- ・働く若者のまち。
- ・学問と文化をつくり発信するまち。
- ・人々が集い、出会い、学び合い、交流するまち。

○地域と自治体の真ん中に「市民の共学」を打ち立てる→「まち研・市民大学」を創ろう。
≪等しく学ぶ場をつくらう。

- ・毎月学習会≪年10回くらい。プログラムを街(自治体)の広報誌に掲載する。

●自民党改憲案

- ・憲法九条は、国家の基本方針が謳われ、国防軍の創設、集団的自衛権、治安出動もできることになっている。
- ・第九章、「緊急事態」が新設され、クーデター規定設けられています。
- ・憲法九二条、地方自治の本旨は、大幅に後退し、国に対して、異議申し立てができないことになっています。
- ・憲法九五条は、削除となっています。
- ・憲法前文では、現憲法が「日本国民は」から始まっているに対し、自民党改憲案は、「日本国は」となっています。しかも「天皇を戴(ただ)く国家であつて、」となっています。

○憲法九九条(憲法尊重擁護義務)≪天皇又は摂政(せつしやう)及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

*『摂政』≪天皇にかわり天皇の国事に関する行為をおこなう憲法上の機関